

(第一類 第一號)(附屬の三)

衆議院

# 内閣委員会外務委員会連合審査会議録第一号

昭和二十六年十一月十四日(水曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

内閣委員会

委員長

木村 公平君

理事江花 田中 萬逸君

理事船田 松本 善壽君

駒吉君

山口六郎次君 加藤 充君

松岡 駒吉君

守島 伍郎君

直吉君 利壽君

並木 芳雄君

大君 黒田 審男君

林 百郎君

陸圓君 草葉 高野 藤吉君

通敏君 島津 久大君

鶴川 浩君

高橋 通敏君

永井三樹三君

小関 紹夫君

鶴川 浩君

内閣委員会会員

○木村委員長 これより内閣委員会、外務省設置法案(内閣提出第二〇号)本日の会議に付した事件

外務委員会連合審査会を開きます。

外務省設置法案(内閣提出第二〇号)

第三條 第二款

項の規定に基いて、外務省を設置する。

す。

これより外務省設置法案につきまし

て、提案理由の説明を求めます。草葉

外務政務次官。

外務省設置法案

外務省設置法

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條—第

十三條)

附屬機関(第十四條—

第十六條)

地方支分部局(第十七

條—第十九條)

第三章 外局(第二十條—第二

一條)

第四章 在外公館(第二十二條—

第二十五條)

第五章 職員(第二十六條—第二

十七條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、外務省の所掌

事務の範囲及び権限を明確に定め

るとともに、その所掌する行政事

務を能率的に遂行するに足る組織

を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十

三年法律第二百二十号)第三條第

二款の規定に基いて、外務省を設置

する。

す。

これがより内閣委員会、外務省設置

法案(内閣提出第二〇号)によつてなされなければならぬ。

予算の範囲内で、所掌事務の

執行に必要な支出負担行為をす

ること。

外務省の長は、外務大臣とす

ること。

収入金を徴収し、所掌事務の

遂行に必要な支払をすること。

十六條 通商航海に關する利益を保

護し、及び増進するため、外國

官憲との交渉、商取引のあつ旋

等を行うこと。

十七條 海外における邦人の生命、

身体及び財産を保護するため、身

外國官憲と交渉し、日本人相互

及び日本人と外国人との間に生

じた民事上の事件に關し和解を

させ、又は仲裁をし、並びに身

分關係事項の届出を受理し、及

び登録すること。

十八條 日本人の海外渡航及び移住

に關しあつ旋、保護その他必要

な措置をとること。

十九條 旅券を發給し、及び査証す

ること。

二十條 出入國管理令(昭和二十六

年政令第三百十九号)及び外國

人登録令(昭和二十二年勅令第

二百七号)による出入國の管

理、外國人登録令による外国人

の登録並びに出入國管理令、外

国人登録令及び北緯三十度以南

の南西諸島に本籍を有する者の

渡航制限に關する臨時措置令

(昭和二十五年政令第二百二十

七号)による退去強制に關する



**第十六條** 在外公館等借入金整理準備審査会に關しては、在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第二十号)の定めるところによる。

### 第三節 地方支分部局

**第十七條** 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。

**第十八條** 連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 運合國最高司令官總司令部その他連合國最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の調整に關すること。

名 称	位 置	管轄区域
札幌連絡調整事務局	札幌市	北海道 青森県 岩手県 宮城県
仙台連絡調整事務局	仙台市	福島県 新潟県
横浜連絡調整事務局	横浜市	神奈川県 千葉県 群馬県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県 静岡県
横須賀連絡調整事務局	横須賀市	東京都 埼玉県 千葉県 神奈川県 横須賀米国海軍基地司令部の管轄区域 を除く
大阪連絡調整事務局	大阪市	愛知県 岐阜県 三重県 奈良県 和歌山县 兵庫府 福井県 高知県 香川県 徳島県 愛媛県 山口県 大分県 宮崎県 熊本県 鹿児島県
福岡連絡調整事務局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県

### 第三章 外局

(外局)

**第二十條** 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて外務省に置かれる外局は、左の通りとする。

(組織、所掌事務及び権限)

**第二十一條** 入国管理厅の組織、所

二 連合國による日本の管理に関する文書及び記録の収集に関すること。

三 引揚に關する調査及び旅券に關すること。

四 國際情勢の対内報道に関すること。

2 連絡調整事務局は、前項に掲げる事務の外、賠償庁の所掌に属する事務を分掌する。

3 連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賠償庁長官の指揮監督を受ける。  
(名称、位置及び管轄区域)

第十九條 連絡調整事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

掌事務及び権限は、入国管理厅設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)の定めるところによる。

第二十二條 外務省の機関として、在外公館を置く。

2 在外公館は、大使館、公使館、領事館、領事館分館、名譽領事館及び名譽領事館とする。

3 在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する。

4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

第五章 職員

第二十六條 外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十一年法律第二十号)の定めるところによる。

第二十七條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外務省設置法(昭和二十四年法律第二百三十五号)は、廢止する。

3 在外公館として、第二十二條第二項に定めるものの外、当分の間、日本政府在外事務所を置く。

4 日本政府在外事務所については、日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第二百五号)の定めるところによる。

5 在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

長」を「外務省アジア局長」に改め、同條第四項中「外務省管理局」を「外務省アジア局」に改めます。

6 国家公務員のための国設宿舎に關する法律(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

十三 在外公館の長

第十條に次の二号を加える。

三、名譽領事及び名譽領事とする。

四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

○草薙政府委員 外務省設置法案の提案理由を御説明申し上げます。

すでに御承知の通り、本年九月八日(定員)

第二十七條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六、国家公務員のための国設宿舎に關する法律(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

七、第十條に次の二号を加える。

八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十三、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十六、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十七、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

十九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十三、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十六、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十七、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

二十九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十三、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十六、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十七、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

三十九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十三、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十六、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十七、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

四十九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十三、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十六、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十七、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

五十九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十三、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十六、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十七、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

六十九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十三、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十六、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十七、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

七十九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十三、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十四、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十五、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十六、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十七、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十八、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

八十九、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

九十、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

九十一、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

九十二、同條第四項中「外務省管理

局」を「外務省アジア局」に改めます。

九十三、同條第四項中「外務省管理

以上がこの法律案を提案いたします。理由でござります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○島津政府委員 外務省設置法案の内容について概要を御説明申し上げま

本法案は、現行の外務省設置法を廢止して、全面的に本法案をもつてこれにかえようとするものであります。形式的には全文改正の形をとつておりますが、内容的には、改正の主要点は、外務省の機構に関するものであります。外務省の任務、権限等の規定は、通りであります。

更、特別な職の設置、地方の連絡調整事務局の縮小、在外公館に関する規定及び在外公館長に対する官邸の貸与の五点に帰するのであります。以下この五点について御説明申し上げます。

まず改正の第一は、局の編成を変更しようとすることがあります。従来外務省の内部部局は、大臣官房のほか、政務局、国際経済局、條約局、調査局、管理局及び連絡局の大局並びに情報部からなつておりましたが、今は、官房のほかに、アジア局、欧米局、経済局、條約局、国際協力局及び情報文化局の大局を設けました。すなはち、政務局、調査局、管理局及び連絡局が廃止され、アジア局、欧米局及び国際協力局が新たに設けられ、情報部及び国際経済局の名称をそれべり報文化局及び経済局に改めるわけであります。

この改正は、まず第一に、從来政務局で行つておりました政務の処理、調

理局で行つておりますの調査事務、監護等の事務を、戦前のようなく地域別に行うことによつて有機的なものとするため、アジア局と欧米局を設けましたこと（第八條及び第九條）、次に第二に、從来條約局の一部で行つておりますの国際協力関係の事務を一局に領事館させまして、平和後の国際社会における国際協力の促進に十分な準備をしたこととし、これに当分の間、從来情報局で行つております総司令部との連絡事務を行わせることとしたしたこと（第十二條）、最後に第三に、從来政務局情報部で行つております情報文化活動を一局で行わせることにより、平和回復後における情報活動、さらには文化国家としての文化外交を備えて今から準備を固め、遺憾なからずめようといたしましたこと（第十三條）であります。

代を経過して新たに国際場面に出て参りますわが国の外交に、各方面的意見を十分反映して、正しい平和外交の遂行に努力することができるようになつてしましたこと（第六條第五項及び第六項）であります。

改正の第三は、地方にあります連絡調整事務局を整理して行政簡素化の趣旨に沿おうとするものであります。

この改正は、従来十一箇所に設置されておりました地方の連絡調整事務局を六箇所に整理いたしまして、占領行政の縮減に呼応し、占領の完了までの間、連絡事務を能率的に行おうとするものであります。このため、関東、東海北陸、神戸、中国及び四国の五つの事務局を廃止して、國東連絡調整事務局の事務を横浜連絡調整事務局に、東北陸、神戸、中國及び四国の各連絡調整事務局の事務を大阪連絡調整事務局に統合いたしました（第十九條）。

次に、改正の第四は、在外公館に関する規定を具体的に、かつ詳細に規定しようとしてあります。

この改正は、従来、在外公館につきましては、第四章において従前の法令の定めるところによるとしておりましたが、いよいよ在外公館の設置も間近に迫つて参りましたので、第四章の規定を根本的に改め、在外公館の設置についての法律的根柢を明確にするため、在外公館の設置の根柢（第二十二條第一項）、種類（第二十二條第二項）、所掌事務及び権限（第二十三條）、名稱及び位置（二十四條）、在外公館長（第二十五條）等を定めることとしたしました。すなわち第二十二條におきましては、その第一項におきまつて、在外公館が外務省の機關であるこ

とを明確に定め、日本の国外に置かれた政府の公館は、すべて外務省の機関としてその任務を遂行することとなりました。また第二項におきまして、在外公館の種類を掲げ、これを大使館、公使館、総領事館、領事館、領事館分館、領事館分館、名譽総領事館及び名譽領事館の八種類とし、現在本政府在外公館として設置されておりますので、これを附則に譲り、第二十二條につきましては、それは本来の意味での在外公館の種類を掲げたのであります。

第二十三條におきましては、在外公館の所掌事務及び権限を定め、その所掌事務は、本省の所掌事務と同一とし、ただそれらを外国において行うべき点に特色があります。また権限につきましては、在外公館の性質上当然のことではあります、すべて條約、その他国際法上の根拠に基いて与えられた権限を持つこととなるのであります。したがつて、國際慣習法上の権限で国内法において立法化されたものを含めしめるため、第二十三條には、條約、確立された国際法規及び法律に基いて在外公館に属せしめられた権限を行使する規定いたしました。

第二十四條におきましては、在外公館の設置が法律によつて明らかにされいることが望ましいことでありますので、原則として在外公館の名稱及び位置は法律で定めることとし、これを将来在外公館設置の問題が具体化して参りましたときの法律に譲り、第一項にその旨を定めました。しかしながら在外公館の設置がまったく相手国政府との合意を前提としております関係

上、いつどういうときに設置の必要が生ずるか予測できないことでありますので、国会が閉会中であり、かつ非常に急を要しますときには、予算の範囲内で、政令をもつて在外公館を増置し得るよう、第二項で規定いたしました。第三項におきましては、たゞいま申し上げました理由と同様、相手国政府との交渉いかんによりまして、急に領事館を大使館に、大使館を大使館にというようにその種類を変更しなければならない事態が発生するところが十分予想されますので、こういう場合において、国会が閉会中であり、かつ非常に急を要しますときには、政令をもつて在外公館の種類を変更し得ることといたしました。この点は、現在日本政府在外事務所設置法において規定されているものと、大体同一の規定であります。



できます。さつきから申します通りに、帰つて来て漫然とおるもののは困るが、しかしながら今度顧問參與として使う場合には、あるいは私の方から申し上げるのは何でござりますが、しろうとの方よりは、ある場合においては非常に役に立つ。そこで顧問なり參與と待命外交官、ことにその中の大公使との關係をどういうふうにお扱いになるか、その点を御質問いたしたい。  
○島津政府委員 ただいま待命の大公使で十分使えるものは、使つた方がよろしいという御意見でございます。まことにこもつともと思つのであります。そこでそれらと顧問との關係になるわけでございます。これはごく実情を申しますと、これから先しばらくの間は、そういうような待命者で顧問なり參與のような機構を果してくださる方も当分は出て来ない。まあそういうことで外交再開の際に、外務省が再発足する場合にはこの顧問、參與制度がぜひとも私は必要ではないかと考えております。その際に実際外交に経験のある人が、今お話のように顧問なり參與なりに出て来ることもあると考へております。もし将来先になりましてこれが二重になりまつたり、ごたごたするというようなこと、これはその際にになつてみないとわかりませんが、そういう弊害のないよう、十分ただいまの御意見の点は承りまして、運営いたしたいと考えております。

命外交官として、あるいは顧問、参謀として置く、こういうことになります。外務省の中に相当大物がいる。外務大臣と非務務次官はこれをほど考えておかなければならぬ。外務政務次官が浮き上らなくなってしまう。あるいは浮き上らないで離れてしまします。外務大臣と非常によく行つておるけれども、政務次官は浮き上つてしまふということは、終戦後の日本の憲法の制度では、政務次官といふものをほど尊重しなければならぬ。その点はどうぞございまして、この点はどちらかと云ふべきであります。お考えになつております。お考えになつておらぬかもしませんが、お考へになつておるならば話を願いたい。これからずんば私どもの希望として、外務省の頭の中にとめておいていただきたい。

○島津政府委員 外務省令をきめておきます。  
○守島外務委員長 これはお尋ねいたしましたが、さらに将来存続されるお氣持であるがどうか。私の意見から申し述べますが、私はこの審議室といふもの的内容を知つておりますが、利益の弊害の方があつた方がいいと思はれますればこれはやめた方がいいと思う。もしお置きになるとしたら、顧問のグループだと、あるいは顧問参与の団体だと、あるいは昔の大公使、そういうものに付属させて、相当実務とつないで動かせるということになりませんと、あすこのところに置いておきますと、夜郎自大というかのぼせ上つたような人間もできます。この点はよくお考へを願ひます。あすこのところを、遊んでおつてほらをふくようないところにせぬように、お考へを願いたいと思います。そうでなければそれでよろしいのであります。

て、それについて研究なり調査なりをしてもらうと、そういうことが、やはり現在必要だと考えておるわけであります。御意見のように、弊害がないようには極力努めて参りたいと考えております。

○守島外務委員長 私はあまり深いことは知りませんが、今の印象によれば弊害の方が非常に多いと思いますが、これ以上あなたを追究しませんけれども、運営については、よほどよく外務大臣にもお話をなつて、お使いになる必要があると思います。

次に研修所の問題についてお尋ねいたしますが、終戦前も研修所に似たような技術上の若い職員を訓練する機関がございまして、終戦後はそれがよほど大きくなつて、公のものになり、内容も大きなものになりましたが、今の研修所の運営を見ておりますと、語学を教えるという点は非常にいいと思ひます。なか／＼向うに行けない人、あるいは向うから帰つて来て日本に長くいる間に語学を忘れるので、これを研修させることは非常にいいと思ひますが、ほかの方面の運営はどうも私には気が入らない。それはちようど研修所のできない昔の、若い人を訓練しておったときは同じような訓練の仕方をしている。訓練をするならば、実務に結びつけることをよく考えなければならないが、まるで地から離れたような研修をしておる。このころはそういうふうにおやりになつておるかどうかしりませんが、ある時期にはやつておつた。昔やつていたと同じようだ、美術展覧会を見に行くとか、工場を見に行くとかいうようなことは、われくは、試験を受けているときには、もう一念知つていなければならぬのです

ましたあとで、あるいは今からでもいいですが、画期的にこういうようなものにしていただきたいと思います。必ずしも御答弁を求めませんが、御答弁がございましたら承りたいと思いま  
す。

○島津政府委員 研修所のことは、私は少し及びますけれども、昭和二十一年でございましたが、私もしばらく研修所の仕事にも携わつたことがあるのでありますて、御意見のように、実務と結びつけ研修をやつて行くといふ方向は、私は大賛成でございます。せどりともそなならなければないと考省でもいろいろ苦心をいたしまして、また大臣もこの研修所の運営には特に熱心でございますが、今後在外公館もできて参りますので、形はかわつて参りましようが、在外の若い人たちの訓練という点につきましては、本省にございます研修所の研修を合せまして、ひとつ全般の研修という気持で、運営して行きたいという希望を持つておるわけであります。これらの点につきましては、御意見の点はひとつ十分考え方で行きたいと思います。

○守島外務委員長 お話をございましたが、私はある意味においては内々でござりますから、これより以上追究したくないのですが、今のあなたの方の御答弁は、表向きの話しか話しておいでにならぬようになります。今の外務大臣はたいへんこれがすきだそらうでございますが、実は外務大臣は今の研修所をよく知らないのではないかと思ひます。これ以上は申しませんが、今

の研修所みたいなものを続けになるならば、高い金を使って、月給を払つて役人を遊ばせておく必要はないから、これは審議室と同じに、やめてしまつた方がいいというふうにまで私は考えておりますが、これは私の意見と

りであります。領事としてできることとなら在外も外務本省も合せまして、ひとつ特別な法律でもつくつていただきたいという事務当局の希望をもつて、たゞいま研究いたしております。

ことについてお尋ねいたします。まず第一に、昔情報局というようなものは三課持つおりました。そのうち第三課というものは庶務課でございまして、庶務もございますが、そのうちによく

文化を外国人に宣伝するに及ぶるが、要するに日本文化を宣傳するためには、外國から書生さんを連れて来て、これを日本の学校に入れ、日本語を覚えさせる。極端にいいますと、日本語を覚えさせるだけでいい。それで書中によつてある要は、どうぞ

して申し上げます。  
それからもう一つお聞きします。私も詳しいことは知りませんが、どこにと、外務省では非常に仕事がしにくく、外務省では非常に仕事をいたしました。一例を申し上げますと、九時に出勤いたしますれば、電信が十時にならなくてはみな新聞を読んで遊んでいます。私は代議士になりますてから、いろいろの用事で朝の間に各省を歩きますが、各省も大半そのようなふうに感じます。間違っているかもしれません、が、行きますと十時には出て来ておらぬ人が相当ある。それから九時に行きますと、新聞を読んでいる人が大部分です。ほかの省のことは今日は問題にしませんが外務省は勤務時間なんかを普通の公務員法で実施せられることは困る。私もからいいますと、十時から始めましてあとを長くした方が実際仕事はしやすい。その他いろいろの点で、今的一般の公務員法を流して使われると、いうことは外務省が非常に迷惑されるのではないかと考えますが、その点はどうお考えになりますか。また将来はどういうふうに処して行かれるつもりであるか、この点をお聞きします。

○島津政府委員 外務省本省の勤務は、ただいまお話をございましたようなながございます。在外に参りますと、なあおさらのこと一般の公務員法の取扱いでは、非常にぐあいの悪い点が多いわ

が旧式かもしませんか、役人を監察する監察制度というものがあります。これは今ございますか、ございませんか、私は知りませんが、私は相當必要があるものだと思います。ことに在外公館でもロンドンとかモスクワとかワシントンという外交の中心になつてゐるところは割にいいのですが、いなかの公使館、領事館あたりは必ずいふんだらけている、また風儀なんかも悪いような点もあります。これは日本でも必要と私は思いますが、まあ日本はしばらくおきまして、在外公館に対する監察制度といふものが、私は非常に必要だと思います。多少は弊害がありまます。監察官が来るとそれにこびるような行動をするようなど、またそれに監察官の方が乗るようなこともござりますが、私の過去の経験によりますと、監察官が一年に一ぺんくらい、あるいは二年に一ぺんくらいにずっととまわるというのは非常にいいようと思いますが、その点について何かお考えがございますか、ございませんければ、この点はよくお考えを願いたいと思います。

か事実上から知らぬれども、少くとも  
事実上は、外務本省の会計と分離して  
やつておりました。これは非常な弊病  
がございますが、将来情報文化局なる  
かをお置きになる場合には、ほかの局  
にはない特殊な会計課みたいなものを  
お置きになるかどうか。私はお置きさ  
になつてはいけない、会計は外務省で全  
部統一しなければならぬと思います  
が、その点について御答弁願います。  
○島津政府委員 各局内の課の編成につ  
きましては、来年度予算その他の關係  
係もございまして、確定的に、幾つ、  
どういう課ということまでまだはつき  
りいたしておりません。大体情報文化  
局につきましては、三課ないしは四課  
程度で行きたいという考え方でございま  
す。従来の情報、報道關係のほかに、  
文化面につきましても相当力を注いで  
行きたいという考え方からでございま  
す。そこで昔のように特別の經理をや  
つて行くかどうかという御質問でござ  
いますが、この点は特別の課を設ける  
考えはございません。

2

力をいたしたいという考え方でございま  
す。現にアメリカあるいは英國との間  
りさえすればいいというふうに考えて  
いる人がある。その他いろいろ誤解し

にも、教授、学生の交換といふなことが進んで参つております。なおまた東南アジア方面との学生の交換、そういった点で、この費程度に進めて参っている人がある。その点を道を開きまして、要するに外務省も日本中の人に知られなければならぬが、日本中の人が常に外交を頑の中心に入れておくと

うござんす。國際學友会なども、できるだけこれを強化して行きたいと考えております。

○守屋外務委員長 この点はもう少し  
つつ込みたいのですが、私ばかり時間  
を使うわけにも行きませんから、その  
いますが、その点どうなりますか。どう  
お考えになつておりますか。それを  
お聞きしたいと思います。

○島津政府委員 連絡調整事務局が地  
方に教諭所ございまして、ただいまお  
話がございましたような機能を果して  
次に、もう時間がございませんか  
点は特に御留意を願います。  
ら、私の意見だけを申し上げておきま

す。簡単な御答弁を得ればよろしくうござります。講和條約、安保條約が効力を発生いたしましたあと、将来どうなるか知りませんが、さしあたりはアの仕事とハウモルは、連合国の大官権でありましたことは、外務省としても仕事をやる上に非常に都合がよかつた点でございます。しかし本来の連絡局

アメリカの軍隊が日本に駐留することになります。これとの連絡が当然必要になつて参りますが、それは引続き外務省の連絡というようなことが主になつております。従いまして、その仕事が減少するに従いまして、やはり官庁の機

省でおやりになる御方針でございます  
かどうか。実は私がこれをお尋ねしま  
すのは、やはり外務省でやつた方が一  
構全般の整理という趨勢に従いまし  
て、整理せざるを得ないということ  
で、今後これは縮小して参るわけであ

番いいだろうと思ふまことに、もう一つはいろいろの連絡關係で、地方に連絡事務局をお置きになる。あれは、もつと今すぐ、こしまして二うちります。しかし、先ほどお話をございましたように、安保條約關係その他で、また別に機関を要するということになります。  
で、まことに、このまま定期金を

人間が世間を知ると同時に、地方の人  
事の今まで経験したまじめなところ  
よりますと、外務省側にもよかつたし  
地方にもよかつた。要するに外務省の  
にからずれば、これまで見た是道不  
たいと考えております。そのことは法  
案の中には含まれていないのであり  
まして、必要ができました際にはまた

が外交というものはどういうものか、  
外国との交渉というものはどういうも  
のか——そうひとりよがりで、自分ば  
別途考慮したい。その際機縁なり人員  
なりが必要なら、またこれもお願ひし  
なけばならぬかと思ひます。

○守島外務委員長 最後に簡単に御質問いたします。今の問題は、さつき私が申し上げました通りに、私の質問しているのは、どうせ講和條約が効力をかりただ主張しておつたのではいけないのです。これは商売の交渉と同じものである。ところが普通の人は、外交といふものは強気一本で、ばんくや

○船田委員 今までに守島委員から御質問がありましたので、それとの重複を避けまして、ごくこまかい点で、二、三簡単に御質問申し上げたいと思いますが、政府から提出された資料では、この法案によつて設置される各局の内部が、どのくらいの課にわかるのか、またその各課がどんなことを取扱うのかと、ということに關する御説明がありませんで、どの程度になるのかが、当がつきませんが、もしできますならば書類で御提出を願いたいし、それは大体の構想、たとえば御提出願つてある昭和七年における外務省の機構とか、あるいは昭和二十六年における外務省の機構といふ程度の列挙的のものでけつこうですから、ごく簡単に御説明を願いたいと思います。

○島津政府委員 局の内部の課の編成につきましては、先ほども申し上げましたように最終的にまだでき上つておりますが、それで、儀典課といふ関係がござりますので、儀典課といふものを、また在外公館と本邦との電信の連絡がこれから開かれますので、電信課を設けたい。

アシア局に関しましては、大体四課あります。従いまして両方とも人が両方に交流してやつて行くという方針は、この上ともできるだけ続けて行きたいと思つております。

程度を考慮しております。そのうち三課を大体地域的わけまして、第一は中国、朝鮮ないしは残務整理の関係、第二はインド、パキスタンないしセイロンの方面、第三はその他の南方地域、もう一つの課はこのアジア局内を総括いたしまして、またさしあたりの仕事としましては、賠償関係を担当するようにならいたいという考え方でござります。

欧米局は大体六課程度を考えております。北米に一課を充てまして、また中南米と移民といふようなことに一課を充てまして、あと二課くらいで英連邦と西欧、アフリカ、そういう方面を担当する。その次の東ヨーロッパ——大体ソヴィエト圏、そういうことを担当するつもりであります。な

おこれは從来からアメリカ関係の局に旅券、そういうようなことを担当いたします。一課を予想しております。

国際経済局に關しましては、大体六課程度考慮いたしております。そのう

ち一課と二課におきまして通商、経済政策あるいは経済関係の條約その他海運、関税、為替、金融、そういうよ

うな問題を二課で取扱いまして、爾余の四課、これを地域的にわけまして、一

つは米州、一つはスター・リング地域、一つはアジア、もう一つはヨーロッパ、アフリカ、そういうような地域的な分担をいたしたいと思つております。

国際協力局は從来條約局で取扱つておりました国際連合の関係ないしは国際会議、国際機関、そういうものを国際協力局に移しまして、これを二課程

で、たゞさしあたりの仕事としましては、三課ほど、從来の連絡局の仕事でなお残つております仕事、司令部、關係方面との連絡あるいは司令部との文書の交換、そういうような仕事で、このために三課ほどを予定いたしております。

情報文化につきましても、先ほどちらと申し上げましたように三課、で

き得べくんば四課程度を予定いたしまして、対内報道に一課、対外報道に一

課、その他文化関係に二課ほど充ててあります。大体そういうような構想で進んでおります。

○船田委員 今の御説明の中でのアジア局についてちょっとお尋ねしたいのですが、問題は朝鮮に關することであ

ります。今御説明ですと、アジア局

の中の一課の中で、中國関係と一緒に朝鮮關係も取扱う御予定のようなん

ですが、申し上げるまでもなく、対朝鮮

の問題は非常に重要性を帯びました複雑な性を帶びておるのであります。そ

れを本政府としては、どうも国内における朝鮮人を取締りの方面からばかり考

えます。しかしそれにもかかわらず、できるだけ問題の処理には

課の編成といたしまして、一つ特別の

もの置くということは、ほかのいろいろな地域との振合いその他人員関係

に渡航、旅券をつけまして、東亜關係の方の渡航や何かがおろそかになる

ところではないのでございまして、

これらは、申しまして、現在のところでは日本政府としては、どうも国内における朝鮮人を取締りの方面からばかり考

えて、國家地方警察などで非常によく研究しておられるようですが、そ

うでなく、もつと積極的に、いろいろと親善關係その他の友好關係を進めて

行くについては、どうしても外務省が主になつて、この朝鮮問題を特に取上げて研究もし、調査もし、それに応ずる対策を講じていただかなければならぬ、こんなふうに考えるのであります。別に經濟關係はたとえば台湾の問題あるいは中共の貿易、そういう面

の点に関しましては、中國關係は調査研究ということが主になるわけであり

ます。別に經濟關係はたとえば台湾の問題はあるいは中共の貿易、そういう面

を担当しておりますので、事實上中

國、朝鮮關係の課は朝鮮問題が中心に

なるというふうに考えております。

○船田委員 今すぐはどうこうといふ

ほどのことでもありませんが、その点

朝鮮問題の重要性を十分お考えください

ましようし、できれば一つの課として

独立したものが、朝鮮の問題を取扱う

といふような機構にした方がいいので

思ひます。これが同時に外交問題にもなる

いが。これだけのたくさんの朝鮮の人たちはおりまして、いろいろ問題が起

ります。もちろん国内問題でもあります。ただこれが同時に外交問題にもなる

のであります。そういう問題ばかりであります。それは私の希望にすぎないかも

せぬようにしたのかお伺いしたいと思

います。

○島津政府委員 御不審の点はこもつともございまして、海外渡航とか旅

券の事務が一つの地域局についてお

るのことは、ちょっと形はおかしいわ

けでございます。これは昔からいきさつがあるわけでございまして、欧米局

に渡航、旅券をつけまして、東亜關係の方の渡航や何かがおろそかになる

ところではないのでございまして、

これらは、申しまして、現在のところでは日本政府としては、どうも国内における朝鮮人を取締りの方面からばかり考

えて、国家地方警察などで非常によく研究しておられるようですが、そ

うでなく、もつと積極的に、いろいろと親善關係その他の友好關係を進めて

行くについては、どうしても外務省が主になつて、この朝鮮問題を特に取上げて研究もし、調査もし、それに応ずる対策を講じていただかなければならぬ、こんなふうに考えるのであります。別に經濟關係はたとえば台湾の問題あるいは中共の貿易、そういう面

を担当しておりますので、事實上中

國、朝鮮關係の課は朝鮮問題が中心に

なるというふうに考えております。

○船田委員 今すぐはどうこうといふ

ほどのことでもありませんが、その点

朝鮮問題の重要性を十分お考えください

ましようし、できれば一つの課として

独立したものが、朝鮮の問題を取扱う

といふような機構にした方がいいので

思ひます。これは私の希望にすぎないかも

せぬようにしたのかお伺いしたいと思

います。

○島津政府委員 ただいまお話をようふうになつておりましたし、中華民

国に対しても日本は相當特權的な地位

を持つておりましてこれらの地域に行

く場合には、渡航とか移住とかいろいろやうないわば外交問題とはなつておらないが、かつたのであります。それからそれ以外の各地域は、ほとんど歐米諸国の属國ないしは植民地であります。ですからそれからその本國の方と折衝すればよかつたのでありますが、これらの諸地域はすべて戦争後独立して、これから先日本はアジアのとか移住の問題については、その本國と對等の地位で、対外關係を結んで行かなければならぬ、歐米諸国に對すると同じ立場で、いろ／＼物事を處理して行かなければならぬよろな情勢になつております。戰前とは非常に情勢が違つて來てあると思うであります。いろいろと困難も問題も起きて来ると思うのであります。單に沿革的にこうなつておるからといふだけでは、ちよつとここのところは了承いたしかねるようにも思うのであります。さらばといつて、アジア局の方にても同じようなものを置いて、同じような性質の事務を二つの局で扱うといふだけでは、ちよつとここのところは了承いたしかねるようにも思うのであります。さうして行くことが、適當な方法ではない統合するという意味で、大臣官房なり何なりを置いて、アジア地域と欧米地域とどちらにも片寄らないように考えていただきたい。問題は小さいようになりますが、こんなふうに考えるのであります。われらも考えたいと思いますが、そちらでももう少しこの点を考えていただきたい。問題は小さいようになりますが、これらは根本方針とも関連するのであります。單に沿革的にこうだからといつて、昔の外務省を復活するような趣旨で設置法案をおつくりになると、非常な間違いが起きると思う

によって、日本は完全に外交権を回復するわけであります。のみならず総務課も外務省は、日本にある各国の代表交渉ができる、また日本の政府の在任事務所も、各国の政府と交渉ができるとして、現在まで令部から覺書によりまして、現在までも外務省は、日本にある各國の代表交渉ができる、また日本の政府の在任事務所も、各国の政府と交渉ができるとして、現在までということ、いわゆる外交権の相当部分はすでに回復されておるといふことであります。従いまして終戦以来非常に圧縮された外務省の組織は、新しい事態に対処して相当拡充しなければなりません。特に戦争前の日本は外交と武力によつたのでありますから、現在のように完全に武力のない日本におきましては、この日本の将来の發展を期するためには、結局外交ということが私は最も大きな部分を占めるものだと思っております。そういう意味におきまして、現在の事態に対しまして、外務省の機構であるいは人あるいは予算、こういうふるやかな関係において、外務省の組織を格段と拡充しなければいかぬと思います。

構があり人があつても活動するには、どうしても先立つものは金であります。予算の問題も思い切つてとらなければいかぬ。もちろん日本の財政の現状から見ますると、いろいろ問題はあります。予算の問題も思つてとらなければいけない。もちろん日本は、どうしても先立つものは金であります。予算の問題も思つてとらなければいけない。こう思うのであります。そういうわけで外務省におきましては、予算の能を大いに發揮するためには、予算の面においても相当とれないと、外務省に期待され得る使命というものが遂にできない、こう思うのであります。この三つをひとつ関連させて十分に考えてもらいたい、こう思うのであります。

いうものと離隔した外交だけであつた。いわゆる露ヶ関外交と言われたところである。こうしたことありますから、特に今後講和條約以後の外務省はやめて、日本の外交といふのは完全に一本になつてもらひたい。従来のような二重外交ではなくて、日本は本の各方面と密接な連絡をとつて、日本の総力を背景にした外交をしてもらいたい。従来のような戦争前の露ヶ関の外交ではなくて、日本の国内の全部の力を發揮した外交をするといふ意味で、ひとつ国内あるいは議會あるいは各省あるいは輿論といふようなものと、外務省との関係を密接にして、ほんとうに日本の外交といふものが、國の輿論あるいは國のほんとうの総意を發揮するようにしてもらいたい、こう思つてあります。そういう点から考えますと、この設置法は必ずしも十分でないというふうに私は思うのであります。第一点の二重外交の点でありますと、外務省は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う」こういうふうに外交といふものが、一元的に行かなければいかぬというふうにも書いてあります。それからまた第三條の十号には、「對外關係事務の處理及び總括」は外務省がするところにも書いてあります。それから、また先ほども政府當局からも御説明がありましたが、在外公館――この

ると外務省とかといふうつのでありますまして、私どもおきまして、間の国際通商しますか、限らる点について、こういう問題いろいろ／＼の線で交渉が行なうたいと以上的の点にす。

○島津政府委員  
予算についてごつことにごまつす。そこで外して、一つは開の遊離したましたが、ことは、ただいましましたように、ような趣旨がます。在外公館は設置申を、堅持して、だりくつを申省設置法で、るのを禁止するには無理なさいますので、院でも、そらくは二重外交院は二重外交その点は留意す。それからま

ないしは輿論を持を反映して、害、これはもともと、当然尊重して参りたい。即ち、中止するにいたる點に關する點のうち、これに對する點のうち、それから連帶するものと、私どもが許されますが、通産省のは、「占領下のものと、私どもも一應お答えますが、通産省は、占領軍当局が、それと各国との間の事務当局と、政府でありますと、局といふことがあります。しかし外交涉の面は、取扱うことは、ただその交渉、ざいますとか、つきましては、外交の面は、まるといふことです。その点に、くなりますと、全然なくなると、たしておりますと、全くなれば割と」ということ、なくなれば割りやる、こういふこと、北澤委員、省設置法に書に關する規定など。○北澤委員、いう通商に關する點と。」といふこと、島津政府委員なりますか。

通産省との関係は、先ほど申し上げた点でござい、その設置法ができました。しかし、その形は当事者となりまして、そちらの特殊の事態で書かれたものもは考ておるわけであります。それで、この間に協定をして、そちらと日本との通商貿易を統一的にして通産省、初めは貿易省でしたが、後に通産省の通商部局として、通産省と十分協力して、いろいろな局外の面に、もちろんござります。この内容、その他資料でございまして、これから占領機構がなくなるわけですが、その他の取扱いに関する権限は、これは占領が解除される、そしてこうする協定は全部外務省がものと、私どもは確信いふうになるわけです。

もからば申し上げられませんか。現在通産省の設置法にあります協定その他との関係は、国内的に実施をする面、そういうような解釈で進んでおるわけですが、北澤委員 この点は昔からも外務省と商工省との間に、長年の間問題になつておつた問題でありますからして、この貿易事務あるいは国際経済事務に関する外務省と通産省との仕事の調整について、この上とも御研究を願いたいと思うのであります。

それから先ほどちよつと答弁があつたのでございますが、今後できる在外公館は全部外務大臣の監督のもとに置いて、いわゆる二重外交にならぬよう前にするというお話をありました。戦前のあれを見ますと、大蔵省ではないか、やる財務官というのが海外におつたそれから商工省は貿易通信員ですか、そういうふうなものがおつた。それから農林省などはニューヨークに生糸の關係の事務所を置いた。こういうふうに、戦争前の状態を見ますと、外務省以外の各省が外国に事務所を置いたわけでありまして、これが外務省の管轄除外であつたということから、そこにはいろいろな問題があつたのであります。が、今後は、在外公館は全部外務大臣の監督のもとに属する。それが外務省の監督のもとに属する。それから在外公館に配属される職員は、これまた全部外務大臣の監督のもとに属すると、こう了解してよろしくうござりますか、お伺いいたします。

○島津政府委員 御意見通りであります。ただいまお話をなりましたような、大蔵、通産、農林あるいは運輸、公館に配属される職員は、これまた全部外務大臣の監督のもとに属すると、こう了解してよろしくうござります。

員として一体となって仕事をしてもら  
う、こういう方針であります。  
○北澤委員 外務省と国内各方面との  
連絡を密接にして、先ほど申し上げま  
したような、いわゆる霞ヶ関外交のそ  
ういうふうな弊を除くということから、  
今度の設置法では、顧問あるいは  
参与というふうな制度を置いて、各方  
面の人を入れるということだとと思うの  
であります。が、先ほどの御説明により  
ますと、顧問及び参与は専任ではなく  
して、何か本職を持つておつて、そう  
してかたわら外務省の顧問もしくは參  
与になる、こういうふうな制度のよう  
であります。が、ここにも書いてあるよ  
うに、「顧問は、外交上の機務に参画  
し、参与は、外交政策の実施に参画す  
る」。こういうふうな重大な任務を持つ  
ておるのであります。こういう重大な  
任務を持つておる人が、本職を持つ  
ておつて、内職に顧問及び参与の仕事  
をするということはどうもおかしい。  
と同時に外交上の機務に参画するとい  
うふうな、非常に重大な国家的な機務  
に参画する人が、公務員の地位を持た  
ないといふことは、どうもこれはおか  
しな問題だと思う。それほど大きな機  
務事項に参画する人には、公務員の地  
位を与えて、外務大臣の監督のもとに  
属するというふうでないと、國家の機  
務がある場合には外に漏れると、いうよ  
うな点も考えられますので、どうして  
もこういう重大な任務を持つならば、運  
用がうまく行かないし、非常に弊害が  
起きはせぬかと考えるのであります  
が、この点について、もう一ぺん外務

省のお考をお聞かせ願いたいと思ひます。

○島津政府委員 この弊害の点は、先ほど守島委員から御指摘になつたところでございますが、この顧問、参与は内職ということだけではないのであります。もつばら顧問、参与の仕事をしてくださればこの上ないわけあります。しかし個々の方が何も職を持たないという場合のみに限らないわけであります。現に重要な職を持ちながら、外交のことにも参画してくださるといふような必要も出て来るかと思ひます。従いまして普通の一般公務員のような形で、外務大臣の下につけると、いろいろなことは、やはり顧問、参与の性質上私は困難じやないかと思う。また外交上の機務に参画するに不適当なようないふうな形で、運用するよりはかないのあります。

○北澤委員 戦争前には外務省には外交顧問というものがあつたと思ひます。あれは専任であつたと思ひますが、宇垣外務大臣のころでありますか、東郷さんとそれから佐藤尚武さんが外交顧問になつておりますが、あのときは外交顧問といふのは親任待遇あるいは親任待遇であつたと私は思ひます。今度の設置法のようなこういう顧問でなくして、大臣待遇あるいは親任待遇であつたよう私は思ひます。その点を確かめおきます。

○島津政府委員 戦前の顧問は、制度としてはなかつたと思います。私の記憶するところでは、制度としては確立

していかつたと思ひます。なおこの点は調べてみます。

○北澤委員 私はつきり覚えておりませんから、もう一ぺん御調査願いたいと思いますが、はつきり親任待遇を与えておつた。たしか宇垣外務大臣のときには、佐藤さんと東郷茂徳さんが外交顧問をやつておつたように記憶いたします。

そこで伺いたいと思ひますのは、そういう顧問とか参与とかの資格を与えられるのがむずかしいのであります。そこでお考え願いたいと思うのですが、戰争前には外務省に、たとえば通商審議会とか、あるいは対支文化事業審議会といふような審議会をつくり、そこで各方面の適任者を入れ形によつて外務省は、通商政策なりあるいは文化政策の立案にあつて、民間の各方面の意見を結集するといふような措置をとつておつたのであります。こういうふうな審議会とか、委員会といふようなものであるならば、各方面の人を比較的やすくとりそろえられると思いますが、こういう顧問とか参与とかいうことになりますと、なかなか問題になりますが、外務省は、将来の問題に残すことにしておらぬ、これにかわつて顧問とか参与の制度によつて、各方面との連絡を密にするということになりますが、この問題は将来の問題に残すことにして次の問題に移ります。

○北澤委員 審議会の方はお考えになつておらぬ、これにかわつて顧問とか参与の制度によつて、各方面との連絡を密にするということになりますが、この問題は将来の問題に残すことにして次の問題に移ります。

外務省設置法の十三と十四でござりますが、十三には「全権委任状、大使及び公使の信任状及び解任状並びに領事官の委任状を作成してこれを交付する。」十四は「外國の外交使節の全権委任状、信任状及び解任状並びに外務省の機能は事務當局といふ意味で御理解する」というのとて先ではございませんが、これは日本の憲法の規定

は運営がなか／＼むつかしいのでございます。できますときは希望をもつてでき上るわけがありますが、しばらくたつとこれがなか／＼動かないで、

有名無実になるというのが委員会、審議会の実情のようございます。従いまして将来本格的な外交活動が全面的に発動しまして、そうしてもそういうような委員会なり審議会なりをつくつてやつて行くことが、適当だといふよ

うな事情が出て参りましたならば、当然考へるべきであると思ひますが、現在の段階では、こういうような審議会などは整理するような趨勢にあるわけでありますから、現在は考へておらないのが実情でございます。

○北澤委員 審議会の方はお考えになつておらぬ、これにかわつて顧問とか参与の制度によつて、各方面との連絡を密にするということになりますが、この問題は将来の問題に残すことにして次の問題に移ります。

外務省設置法の十三と十四でござりますが、十三には「全権委任状、大使及び公使の信任状及び解任状並びに領事官の委任状を作成してこれを交付する。」十四は「外國の外交使節の全権委任状、信任状及び解任状並びに外務省の機能は事務當局といふ意味で御理解する」というのとて先ではございませんが、これは日本の憲法の規定

がどうも少しおかしいのであります。また認可状の作成につきましても、作成する仕事は外務省がやるといふに御解釈願いたいと思います。

○北澤委員 だから同じ作成でも、十分考えなければならぬことは、御承知の通り、こういうふうな委員会とか審議会とかいうものは運営がなか／＼むつかしいのでござります。できますときは希望をもつてでき上るわけありますが、しばらくたつとこれがなか／＼動かないで、

は、政府がみずから作成する、十四の日本に来る外交官は、天皇あての信任状を持つて来る。こういうふうな片思いであります。これは憲法制定のときにも議会の実情のようございます。従いまして将来本格的な外交活動が全面的に発動しまして、そうしてもそういうような委員会なり審議会なりをつくつてやつて行くことが、適当だといふような事情が出て参りましたならば、当然考へるべきであると思ひますが、現在は考へておらないのが実情でございます。こういふふうな点を考へますと、この十四の「外國の外交使節の全権委任状、信任状を作成してこれを交付する。」これは外國の外交官の全権委任状、信任状、その他解任状、外國の領事官の委任状、これを最終的に受取るのは天皇陛下が受取る。外國の領事官に対する認可状を作成してこれを交付する。」

第四條の二十一に「在日外国人等の待遇に関する事務を行ふこと。」すなはち日本における外国人の待遇に関する仕事を外務省がやるということになりますが、これは地方においては各府県知事が、在留外国人等の待遇に関する仕事をすると思います。そういうわけで戦争前は、府県知事は外務大臣の指揮監督のもとにあつたわけですが、これは地方においては各府県知事が、在留外国人等の待遇に関する仕事をすると思うのであります。そういうわけで、天皇陛下が作成するといふことになります。ただ外務省はそれを補助するという意味のものであります。その点十三、十四両方とも外務省が作つて出すといふように書いてあります。そのため外務省はその点一体どうぞふうにお考へになつておりますか。

○島津政府委員 その点に關しますが、外務大臣の間に、そういう指揮關係がないとぐあいが悪いことがありますね。ですから、こういう在日外国人の待遇に関する問題について、府県知事と外務大臣の間には、府県知事を監督するとか、何かと府県知事の扱いとの間に、齟齬を來すといふふうなことはありますね。やはりこういう問題については、外務大臣は府県知事を監督するとか、何かそういう制度がないと、外務省の扱いを心配いたしますが、政府はそういうふうなことを心配いたしますが、政府はその点についてどうお考へになります



ます。ところが経済関係の国際機関との協力は経済局でやり、それから国際機関との協力は情報文化局であります。こういうように同じ国際機関に關する協力が、三つにわかれてしまつてゐるわけになりますが、これはやはり国際機関であります。全般に対する問題として一括的に取扱うという意味で、経済、政治それから文化、こういうものに關する国際機関との協力は、全部一つのところでやるといふにした方がいいのじやないかと私は思うのです。先ほどのフーヴィアード氏のあれを見ましても、次官補を置くといふにした方がいいのじやないか、こういうふうにわかれでておることになつておりますが、どうも同じ国際機関との協力の問題が、事項によつてあるいは経済局あるいは国際協力局あるいは文化部次官補が一括してやるといふふうにたしましておもしろくないのじやないか、こう考へるのであります。この点いろいろ、政府において研究の結果、こなういう結論に達したと思うのであります。ですが、これについて政府の考え方伺いたいと思います。

ござりますが、やはりただいまのところは、こういふような形以外にはなりません。という結論に至つたわけであります。

○北澤委員 外務省はよその省と違つて特殊な仕事をしているわけであります。特に外務大臣あるいは外務次官は、よその省と違つまして、日本にある各国の外交官と外交交渉をする大きな仕事があるのみならず、先ほど申ました議会との関係もあり、また日本の国内各方面との連絡もあり、非常に忙しいのであります。従いまして、物をよく考える時間がないのであります。そこで外務省には外務大臣あるいは外務次官のほんとうの參謀になるしわゆるスインキング・スタッフ、こういうものがおらぬとなかへ、外交といふものはうまく行かないであります。特に外交団との折衝、講和條約発効後各國と外交交渉を外務大臣がやるといふことになると、普通の事務はうまく行くがねし、またほんとうにうまく物を考えてやる時間はないと思うのであります。今度の設置法によりますと、新たに官房長といふものを受け、顧問と参与、こういうものも置いて今の大外務省の欠陥を補うというのであります。どうも私はこれでは不十分ではないかと思う。これでもやはり外務大臣とか次官といふものは、外交団との応接あるいは新聞記者との応接、こういうことで忙し過ぎるではないかと思う。私は、どうしてもこういふものの外交の力を十二分に發揮することはできないのではないかと思うのであります。そういう点につきまして、やは

り大臣、次官、局長というもののほかに、あるいは次官補とかそういうものを置いて、外交政策を根本的に研究できるようなものがあつて、そこに各方面の人を入れて——ここにもありますか。アメリカの国務省には現にボリシー・プランニング・ボード、企画委員会といふものがあつて、そこに各指導者及び教育者、こういうものを選び、そこで国の外交方針を根本的に研究するようになつております。私は、やはり日本の外務省にも、こういうふるな実務にとらわれないで、ほんとうに外交政策を根本的に研究するような組織がなければならぬ、こうふうに思います。がこれについて政府は一体どう考へておられますか、伺いたいと思います。

大きいのではないか。もちろん文化交流といふような大きな仕事をありますが、情報関係の仕事といたしましても、外国のいろ／＼な調査をし、情報をとつてやると同時に、国内外の輿論をよく調査をして、これによつて日本との外交といふものに方向づけをしないければいかぬ、こういふに私は思ひます。従いまして情報文化局の仕事は、非常に私は重要な仕事だと思いますが、これを単に一つの局に限つて置いたのでは、なか／＼仕事は十分できないのではないか。私はやはり国内、国外の輿論をよく調査し、また日本の外交政策といふものを国民党大半に十分納得させるように、啓発宣伝をするというよ／＼意味から申しますと、ここに情報文化局の局長のほうに、有力な補佐官がないと、そういう点が十分に行われないのでないかと、いうことを考へるわけであります。戦前日本の外務省が、いわゆる霞ヶ閣派といふようなことで、輿論を無視して日本の外交が行わたといふ非難があつたのであります。この情報文化局といふものを十二分に活用して、そうして国内外の輿論を十分に日本の外交政策に反映するようすれば、そういうふうな非難もなくなるわけであります。そういう点から申しまして、私はこの情報文化局といふものに、局長だけではなく、有力な次長を置くとか、何かそぞういうふうにしてやらないと、今のような仕事が十二分にできないのではないかということを心配するわけであります。政府においては、これだけの組織でその点は十分にできる、こういうふうな考え方でありますか、承りたいのであります。

○島津政府委員 この機構全般からいたしまして、先ほど北澤委員からも意見がありましたように、機構、予算の面で大いにやれといふ意見がござります。興論が許しまして、人がたくさんとれるということなれば、情報文化はもちろんですが、ほかの面でもやりたいことがあります。やはり政府の、政機構全般の関係あるいは予算の制度で何とかやつて行かなくちゃならない、またやつて行こうという案がいろいろあります。決してこれで十分やれるという百パーセントの案でないことはもちろんあります。情報文化局に次長のような人を置くといふことをも考えたいのですが、制度としては次長を置くということは、今回の審議では考えておりません。

○林(百)委員 北澤委員も非常に情報文化局を重視しているのであります。が、われわれの方もまたこの部局を非常に重視しておるのであります。どういう宣伝をするかということは、非常に重大な問題だと思うのであります。そこで新聞、通信、放送その他の方法によつて、対外政策及び国際情勢の対内報道といいますが、この対外政策といふのは日本の吉田内閣の対外政策のことを言うのであるが、

○島津政府委員 政府の対外政策であります。

○林(百)委員 政府というのは、たゞまことにますと吉田内閣の対外政策ということになる。これが非常に反共的な政策の放送、あるいは調査ということになると危険が非常にあると思うのであります。そこでさらにこの問題を突き詰めます。

めて行きますと、対外報道というのがありましたが、対外報道をやるとすればどういう機關を通じてどういうふうにやるのか、聞かしてもらいたいと思ひます。

○島津政府委員 外国に対して日本の考え方なりあるいは日本の事情を知らせるわけでございます。方法は幾らでもあるわけでござります。あらゆる方法を通じまして徹底をはかりたいという考え方であります。

○林(百)委員 要するに今吉田内閣がつております政策は、英米一辺倒の政策であります。もう反共一本の政策でありますから、これが反共政策、反共宣伝の参謀本部になる可能性が、非常に多いと私たちは思うのであります。(守島外務委員長「さようでござります」と呼ぶ)守島君もさようでありますとはつきり言つておるよう、自由党も認めておるようであります。從来外務省から出ておりましたいろいろの出版物が、非常に反共的な出版物が、場合によつては外務省の役人がわざ／＼講演会まで開いて、反共宣伝をしておるのであります。われ／＼将来これが反共の参謀本部になると考へざるを得ないのであります。この点について政府側はどう考へておるか。ここではつきり——そなならそなでわれ／＼は覺悟をきめて対策を講じますから、そなならそなと言つてもらいたい。

○江花委員長代理 ちよつと林君にお願いいたしますが、今の機構問題は、かりに共産党的政権ができたとすれば、共産党的命令のもとにこの機構で外交事務を処理するという建前ですか、そういう問題は外務省の機構の関

係で出ておられる政府委員に御質問になつても、これはお答えにならなくていいし、またお答えになるにしても非常に困難な問題でありますから、そういう点を御注意になつて、林君には特に時間をたくさん配慮いたしますから、どうか答弁の困難なことをおやりにならぬようにお願いいたしたい。

○林(百)委員 大分委員長が助け船を出しておりますが、そこでこれがさらに、地方支分部局と、中連絡調整事務局の中にも「國際情勢の対内報道に関する事」など、このであります。これはやはり連絡調整事務局が、宣伝の面では情報文化局との連繋のもとに、こういう報道宣伝をするわけですか。

○島津政府委員 連絡調整事務局が本省のその面の仕事をするわけでござります。

○林(百)委員 本省の情報文化局の反共的な宣伝、それから情報交換の仕事を下請としてやると解釈していいわけですか。

○島津政府委員 反共云々は私の御答弁の限りではございません。機構とい

たしまして大体國際情勢の対内報道は、本省においては情報文化局の所管ですか。

○林(百)委員 そうすると、講和後の

○林(百)委員 それではその点はまた

○島津政府委員 その通りでございま

す。その次に十二條の國際協力局の問題ですが、これを見ますと、占領下における現情勢をくんでできた條文がある

○林(百)委員 それではその点はまた

○島津政府委員 その通りでございま

す。○林(百)委員 それではその点はまた

○島津政府委員 その通りでございま

す。○林(百)委員 それから外務省の人員

○島津政府委員 これは私ただいま申しますと、非常に不均衡なくらい外務省の公務員は少いのであります。な

○島津政府委員 先ほどの人員の数の内官序定員と現在の定員をお比べにな

申しますと、非常に不均衡なくらい外務省の公務員は少いのであります。

けれども、たとえば昭和十五年ころの國

と、日本との國際的な關係から言つて

ることは、日本の國際的な關係から言つて

どうかと思います。そこで歴史的に

なることだと思います。これは従来の連絡局の仕事が依然として占領管理下にござりますので、続いているわけであります。

○島津政府委員 講和後はこの点はな

くなることだと思います。これは従来の連絡局の仕事が依然として占領管理下にござりますので、続いているわけであります。

○島津政府委員 講和後はこの点はな

どもどうかと思います。

○島津政府委員 講和後はこの点はな

臨時の職員を相当たくさんかかえておつた。従いまして表に出でております。数字よりは、実際の外務省の人員は多かつたと言えます。それからまた地元の仕事とおつしやいますが、地域的な仕事の多いが本省の数に現われて参りますところは、それほど大きな違いはないわけあります。主として運つて参りますものは、在外公館の数なり人員ということになつて参るのであります。なおまたこれから外務省の仕事が、戦前と比較にならないほど複雑で大きいということは、第一には平和條約後各種の一いわばこれは外交を初めからやり直しといふような面もあるのであります。あらゆる條約をうよくな面もあるのであります。あらゆる條約を一べんにつくらなければならぬといふような面もあるのであります。あらゆる條約を一べんにつくらなければならぬといふような面もあることございますし、また国際的な会議、機関、そういうものが、昭和十五年ころとはまつたく比較にならないような面がふえて参つておるのであります。外国機構ないしはその出先の公館の数、人員といふものと日本の場合を比べますと、これは驚くほど貧弱なものなんだと思います。ただいま御指摘のような意味で、外務省の人員をふやすということは毛頭ないわけあります。

○島津政府委員 予算額はどうなるのですか。従来の外務省と新しい外務省設置法による予算とは、どういうふうな関係になるのですか。人員も今日よりは多少減るといふあります。本年度の外務省の予算は、従来の予算を組みかえて参るのでございます。人員も今日よりは多少減るといふ

状況でございます。来年度におきまして外務省の予算がふえますのは、主として在外公館の増加という点にあるうございます。それで参りますところは、それはと大きくなつたとと言えます。それからまた地元の仕事とおつしやいますが、地元の仕事の多いが本省の数に現われて参りますところは、それほど大きな違いはないわけあります。主として運つて参りますものは、在外公館の数なり人員ということになつて参るのであります。なおまたこれから外務省の仕事が、戦前と比較にならないほど複雑で大きいということは、第一には平和條約後各種の一いわばこれは外交

を初めからやり直しといふような面もあるのであります。あらゆる條約をうよくな面もあるのであります。あらゆる條約を一べんにつくらなければならぬといふような面もあることございますし、また国際的な会議、機関、そういうものが、昭和十五年ころとはまつたく比較にならないような面がふえて参つておるのであります。外国機構ないしはその出先の公館の数、人員といふものと日本の場合を比べますと、これは驚くほど貧弱なものなんだと思います。ただいま御指摘のような意味で、外務省の人員をふやすということは毛頭ないわけあります。

○島津政府委員 予算額はどうなるのですか。従来の外務省と新しい外務省設置法による予算とは、どういうふうな関係になるのですか。人員も今日よりは多少減るといふあります。本年度の外務省の予算は、従来の予算を組みかえて参るのでございます。人員も今日よりは多少減るといふ

ことがあります。将来の運命をあやまつせないといふなことを、外務省の皆さんに聞くと、まるで木で鼻をくつくたような返事しかも思ふ。ところが世界の二つの大きな勢力の対立の中で、一方の面は、中国とかソ連あるいは東ヨーロッパのこの問題を結ぶ必死の努力をして、日本は、日本國と民族の運命を安定するため、ある一国に一刃倒すことなくして、中国だとこゝ同盟あるいは東ヨーロッパ、こういうところとも外交關係を結ぶ必死の努力をして、日本

所掌といたしまして、出入国に関する限り朝鮮の人ももちろん入るわけでござります。

○島津政府委員 これは第四條の二十一にも國係して來るのであります。今、日本にいる朝鮮の人たちといふのは、在日外国人に該當するのですか。その法律的な立場を御説明願いたい。

○島津政府委員 法律的にたゞいま日本人でござります。

○林(百)委員 法律的には日本人といふなら、外国人登録令による登録はどうしてあるわけですか。

○島津政府委員 朝鮮人の国籍の問題その他は、これから確定される問題だと思います。

○江花委員長代理 ちよつと林委員に送還をするという法令が出ておるのですが、これについてどの範囲の人を送還するつもりなのか。これは出

○林(百)委員 私ただいまの御説明が足りませんようでした。管理令の中には、朝鮮人、台灣人は外国人とみなされますが、それは間違いないのです。

○島津政府委員 その他の問題は

つきましては当分の間は適用しないことになつております。

○林(百)委員 それから第四條の二十

六「朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋群島その他の地域における日本の公

私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。」これは先ほど北澤君も質問されました。それは朝鮮の人たちが非常に心配ついては、ここでやはりやるわけです。

○林(百)委員 沖縄の問題は

ござりますので、その他の地域に入

たのでは将来どういう方針で臨むのか、参考までに聞いておきたいのです。これは朝鮮の人たちが非常に心配しているのですが、責任のある答弁があるなら承りたいと思います。

○島津政府委員 ただいまの御質問の代表が見えまして、下打合せをしております段階でございまして、この際に國籍の問題についてどういう方針を確定期にどういう方針ということは申しあげた段階でございませんが、これもまた未定の問題でござります。

○林(百)委員 ポ政令で出でております出入国管理令で、十一月一日から強制送還をするという法令が出ておるのですが、これについてどの範囲の人を送還するつもりなのか。これは出

○林(百)委員 在外資産の処理の問題はここで言つているわけではないのですが、これは外務省の問題だと思いま

○島津政府委員 それは戸籍整理とか、役所のやり残した仕事を、日本に帰つて来ておつて外務省でやつておるわけでもあります。恩給でありますとか、そういうような仕事があります。

○林(百)委員 在外資産の処理の問題はここで言つているわけではないのですが、それは戸籍整理とか、役所のやり残した仕事を、日本に帰つて来ておつて外務省でやつておるわけでもあります。恩給でありますとか、そういうような仕事があります。

○島津政府委員 これはその他の地域にお願いをいたします。

○林(百)委員 沖縄の問題は

行政、司法、立法の適用はないわけですが、これは財産問題ばかりではなく、当然ことの法律的な関係、それから司法上の財産の問題、市民権の問題、外交問題というものが出て来ると思うのですが、その関係はどこでやるわけですか。要するに潜在的な主権ということは別として、実質的な主権はなくなってしまうのですか……。

○島津政府委員 一般的な政務に廻します事務は、アジア局の所管であります。

○林(百)委員 このアジア局の中にはそれがないのですが、ここになくてもやるわけですか。

○島津政府委員 ちょっと私の説明がはつきりしなかつたようでございますが、アジア局の専管とはならないかと思します。沖縄の地域に関しましては、将来いろいろな詰合ひが起るかもしれませんと、場合によつては欧米局が扱うこともございます。

○林(百)委員 その次に私たちがわからないのは四條の二十八「国又は地方公共団体の機関に対し、所掌事務遂行に必要な調査、報告及び資料の提出を求める」というのですが、これは何か調べさせることですか。共産党の動向といふようなことをやらせるわけですか。これは何でしょう。

○島津政府委員 いろいろなことがあります。外務省の所掌事務全般にわたると思います。

○林(百)委員 そうすると、これは国または地方公共団体ですから、県なんか市町村だとか、そういうところへどんどん調査報告資料の提出を求めるわけですか。提出を求めるとなれば、具体的にどういうことか。こういうよう

○島津政府委員 なことについて求めると、いふとおり、例があつたらひい。  
○林(百)委員 とが予想される定的に申し上げておきたい。しかし引揚げの關係あるいは旅券の状況、いろいろあります。  
○林(百)委員 向、駐留軍に對するような問題非常に特務局的結果すようなことです。わざわざですが、そのことをやつておきます。  
○島津政府委員 した。  
○林(百)委員 こうです。  
○林(百)委員 その次にソビエトの方に入るのですが、島津政府委員 います。  
○林(百)委員 場に闘することでありまして、から、ロシヤにと解釈してよろしく解釈してよろしく解釈はしません。島津政府委員 「邦人の引揚げ」いりますのは、関係がないので、

これはいろいろなことでござりますが、いくつもあります。關係でござりますとか、あるいは外國の關係、あるは外國へなことがあると思ふ。そうすると共産黨の安全の保障などになりますと、これな役割を、この條項になりますはしないかと、これを聞いていたうすると、従来もこういたわけですか。

従来もやつておりました。エト・ロシヤはアジアですか、欧米局の方どつちですか。

欧米局の所管でございました。そうすると、「邦人の立場」というのはアジア「立場」でござるが、アシア局の立場に屬すること」といふことは引揚げの問題ではないのですか。

ただいまの最後の質問ですが、アシア局といえども、それは必ずしも地域とす。

アの問題を取扱う  
の中に引揚げの  
の方には引揚げだけ  
なら、ソ連との間  
いと解釈するの  
揚げの問題だけ  
ですか。  
○島津政府委員会  
に画然とわけて、  
ございまして、  
見がございまし  
いうのが欧米局  
アジア関係の渡  
ります。  
○林(百)委員  
すが、もしアジア  
扱うとすれば、  
はどのくらい  
いるのか。数字  
○島津政府委員会  
申し上げており  
私からこの際つ  
ません。  
○林(百)委員  
常に反共の宣伝  
で伺いたい。三  
りましたし、吉  
ビエトにいる未  
何万という数字  
いますし。非常  
いるのです。下  
正な数字を持つ  
は国際的な情勢  
連が三十万も  
いといふような  
もどろきの数値  
この際言つても  
ら言えないでけ

これは何でも地域的あるわけではないのですが、アシアの問題がどうのであります。問題があつて、歐米等の問題がないのですね。では引揚げの問題がどうのには引揚げの問題がどうのには当然なわけです。引航の事務も同じでござる。アシア局がやるのであるわけではないのですね。先ほどもちょっと御商談いた旅券、渡航の事務と入つておりますが、はアシア局がやるのですね。念のためにお聞きしきア局で引揚げの問題をソビエトには未復員者と外務省では思つてます通りであります。け加える必要はござりません通りであります。これを能美しばくを知らせてください。

理 林君に申し上げます。その点に関しては御了解のことです。されば次にお伺い、大臣官房の事務の上、何がござりますか。

これはいわば官房のきまり文句であります。役所の官房ではそう、とになつております。ましても役所の機密にあります。あるいは電信なり、そういうのあります。そうするとこれは外務省の機密に属することと、あるいは国内的と、あるいは国際的に機密に扱わなければなりません。そこで、将来條約が効力を發揮になつて、設施賠償事務ははどうなるわけですか。

先ほども賠償事務にござりますので、完璧な形で予想せられておりました。事務は、アジア局で取扱うと、外務省の所掌事務の密事項です。

わかりました。それまでのところですが、賠償事務局で扱うのです。これは御承知のこととござります。この事務は、

○林(百)委員 大分こ  
たが、私は最後に伺い  
外務省の定員は、定員  
定めるということに承  
うか。もう一つは、外  
しては、勤務時間だと  
的規定をなくすとい  
るの保護的な規定を  
に労働時間なども長くつ  
強化の抜け道をつくつ  
うな方法を考えている  
れをこの際聞いておき  
す。

○島津政府委員 最初  
現在定員法の中に纏り  
中でございます。それ  
間その他の点は、先ほ  
も御意見がございまし  
務の性質上時間をずら  
な点でありますので、一  
点は全くございません

○林(百)委員 時間を  
がよくわからぬので、一  
普通なら一定の時間が  
ら五時にしてしまう。とこ  
幾ら働くとしてもいいと  
ば、これは公務員とし  
なくなつてしまふわけ  
うのが、表情に適しな  
話でありまして、始め  
すれば、あとが一時間  
うだけです。

まかくなりましたが、たいのですが、法であらためて知していいかど、務省の職員に対かそういういろなくして、非常する特別な労働でいて、保護うようなことも同じ公務員の中けにそういうよのかどうか。こたいと思いまの定員の方は、込みまして提案から第二点の時と守島委員からたが、これは事したといふ御懸念のようすらすといふのすが、たとえばあつて、五時なろがすらして彼いうことになれての保護規定がです。

Digitized by srujanika@gmail.com



ところどころいきましたか。

○島津政府委員 これらの点も別の法律で提案になる事項でございまして、現在確定はいたしておりません。副領事がどの程度ということも、われく腹案はございますけれども、持ち合せておりませんのはつきりいたしませんが、昔の例で申しますと、昔の二級官の下の方で、今の何級かちよつと見当がつかないのであります。それから大使、公使あるいは總領事ということになりますと、幅がございまして、これは腹案でございますが、大使の下の方の人と公使の上の方の人とは、重なつたような形になつております。階段的ではなくて、ダブルしてやるようを考えたいと思います。

○竹屋委員 徒歩の外交官試験という

のは、今人事院にまかせてやつておるのですが、外交官試験はどうなるのか。それから徒歩やつております留学生及び書記生の試験は、これは何か

留学生の試験の広告が出ておつたようではありますか、これはどうですか。留学生、書記生の試験は、前は旧制の中学校を出ると受けられたようですが、今度はどうですか。新制高校で受けられるございましょうか。

○島津政府委員 現在人事院の試験といたしまして、実際は外務省の職員が相当入りまして、外交官ないしは留学生程度の試験を行つておりますが、今後法律ができます際には、試験制度の点も織り込んで考えて参りたいと思つております。

○竹屋委員 そうしますと留学生、書記生の試験はやるのですか。

○島津政府委員 やるつもりでおります。

○竹屋委員 これは吉田総理が平和條

約の審議のときでございましたか。大公使には民間から優秀な者を引抜くと申されましたことがあるのですが、その点についてもう一度お尋ねいたしますが、外務当局としてはこれについてどうお考えになつておりますか。

○島津政府委員 大公使は特別職でござりますから、民間から採用することもあり得ると存じます。どの程度採用されますか、これは事務当局ではわかりません。

午後四時三十五分散会

○江花委員長代理 他に御質疑はありませんか。——なければ質疑はこれにて全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 庁